## 3-1 平成29年度地下水質調査結果(概況調査(定点方式)) (年平均値)

測分	定地点	健康項目年平均値(mg/L) 井戸の諸元															の諸元等															
計画番号	所在地	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	ル又は塩化ビニルモノマー)クロロエチレン(別名塩化ビニ	1・2-ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン	1・2-ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	深度(m)	到 数 調査 実施 主体	計画番号
F-4 交野市	私市	_		< 0.005		< 0.005	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	_	_	_	< 0.001	_	_	# 0.10	< 0.02	_	150	2 大阪府	F-4

<sup>(</sup>注1)「-」は測定せず。「N.D.」は報告下限値未満をいい、全シアンは0.1mg/L、アルキル水銀は0.0005mg/L、PCBは0.0005mg/Lです。

<sup>(</sup>注2)「#」は検出しましたが、環境保全目標以下でした。「\*」は環境保全目標を超えて検出しました。なお、測定地点の年間評価は平均値で行います。

<sup>(</sup>注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合(報告下限値0.0005mg/L)測定を行うこととしています。

<sup>(</sup>注4) 平成29年4月1日から、「塩化ビニルモノマー」の地下水環境基準の表記は「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に変更されました。